

内閣官房
新しい地方経済・生活環境創生本部事務局
非常勤職員募集要項（一般）

1. 採用内容

- (1) 採用予定人数：若干名
 - (2) 採用予定日：令和7年7月1日以降
- ※詳細については、相談の上決定

2. 業務内容

新しい地方経済・生活環境創生本部事務局における政策の企画・立案及び施策実施に関する事務（各種調査・分析、資料の作成・整理、会議準備・開催、政府関係機関等との調整、対外説明等）。

3. 応募資格

大卒以上の学歴（又は同等以上の学力）を有すること。また、法律又は経済に一定の知識を有し、地方の創生に関する政策の企画、立案、調査、分析及び施策実施を行う能力を有するとともに、新たな知識を積極的に得る意志を有すること。

※次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する正当その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

4. 応募方法

(1) 提出書類

- ① 志望動機（A4用紙1～2枚程度、記載形式自由）
- ② 履歴書1通
 - ・書式自由
 - ・カラー写真（6ヶ月以内に撮影したもの）貼付
 - ・職務履歴（期間、勤務先、職種、詳細な業務内容等）を記載
 - ・日中確実に連絡がつく連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず明記

③ 最終学歴を証明できるものの写し（卒業証書等。写しで可。） 1通

※ 封筒に「非常勤職員（一般）応募」と必ず記載の上、提出してください。

※ 応募書類は返却いたしません。（責任をもって廃棄します。）

（2）書類提出先及び問い合わせ先

〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局 担当：上田

電話：03-6257-1419

（3）応募締切

令和7年5月30日（金）17：15必着（持参可）

5. 選考委員により、以下の方法で選考を行います。

① 1次選考 書類審査

※ 書類審査結果の通知は、令和7年6月2日（月）頃を予定しています。なお、通知は合格者のみとなり、不合格の場合は通知いたしませんので、ご了承ください。

② 2次選考 面接審査

※ 書類審査（1次選考）の合格後、面接（2次選考）の日時・場所等をご連絡させていただきます。

6. 勤務条件

① 勤務地：東京都千代田区永田町1-6-1

内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局

② 勤務時間等：週5日 1日5時間45分

（10：00～12：00、13：30～17：15）

土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休み

③ 任期：採用日から令和8年3月31日まで

※ なお、勤務状況によって任期更新もあり得ます。

④ 給与等：一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき、学歴、就職後の経験年数等を勘案し、常勤職員との権衡を考慮して支給

※ 賞与・昇給、超過勤務手当、通勤手当及び住居手当の支給はありません。

※ 国家公務員共済組合制度（短期給付）、介護保険、厚生年金保険及び雇用保険は加入要件に従う。

※ 年次有給休暇は、6ヶ月後に次の1年間分として、10日付与（全勤務日の8割以上勤務した場合）

7. 留意事項

採用後、当該非常勤職員の現に所属するか又は過去2年間に属していた事業者等については、当該非常勤職員が妥当性評価及び助言等を行う調達案件には入札できませんので予めご了承ください。